

大麻草の有効成分（カンナビノイド）の臨床研究を 可能にする法律の制定を求める請願書

衆議院議長殿 参議院議長殿

【請願理由】

近年、薬理学及び生命科学の発展により大麻草の有効成分（カンナビノイド）の薬効と安全性が見直され、その成分を利用した神経性難病やガン疼痛などの鎮痛剤として市販され、臨床研究や人道的使用により医療現場で使われ始めています。また、日本でも大麻草の植物研究やカンナビノイドの研究は、脳内マリファナ 2-AG の発見などをはじめとした世界をリードする数多くの実績があります。

しかし、日本でいくら基礎研究の実績を挙げても、大麻取締法第四条（禁止事項）に「大麻から製造された医薬品を施用し、又は施用のため交付すること」「大麻から製造された医薬品の施用を受けること」という条項があり、医師および患者が一切取り扱うことができないという法律の壁があります。そのため、製薬企業や医師主導の臨床試験ができず、海外で承認されたカンナビノイド医薬品の個人輸入もできないのが現状です。海外の適用疾患リストを日本の患者数に当てはめると、驚くべきことに 3685 万人、日本人の 3 人に 1 人が対象となり、国民の健康福祉の向上の観点から研究の推進は不可欠であります。この状況を打開するには、一刻も早く現行法の改正を必要とします。

【請願内容】

大麻取締法の一部を改正する法律（通称：カンナビノイド研究推進法）の制定を求めます。

氏名	住所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

<署名送付先> 〒185-0021 東京都国分寺市南町 3-26-10-503 号

武蔵野共同法律事務所内 大麻草検証委員会

<署名締切日> 2013 年 9 月 30 日までに上記事務所に郵送でお送りください。

<注意事項> コピーや FAX は無効となります。住所は番地まですべてお書きください。

年齢制限はありませんが、日本在住の方に限ります。